

〇〇町内（自治）会自主防災隊規約

（名称）

第1条 この隊は、〇〇町内（自治）会自主防災隊（以下「本隊」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本隊の活動拠点は、次のとおりとする。

- （1） 平常時は、隊長宅とする。
- （2） 災害時は、〇〇地区活動センターに設置する仮設の本隊拠点とする。なお、本隊の設置基準は、次のとおりとする。
 - ア 震度5強以上の地震が発生したとき。又は地域内に被害が発生したとき。
 - イ 大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表されたとき。又は地域内に被害が発生、若しくは発生する恐れがあるとき。
 - ウ 上記災害のほか、盛岡市から避難情報等の連絡があったとき。

（構成・防災隊員）

第3条 本隊は、〇〇町内（自治）会の世帯をもって構成し、地震等が発生し本隊の活動が必要な場合は、町内（自治）会組織が自動的に移行して本隊を構成する。

（目的）

第4条 本隊は、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害を防止し、及び軽減を図ることを目的として、応急的な生活支援を含めた活動を行うものとする。

（事業）

第5条 本隊は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災に関する知識の普及・啓発及び訓練に関すること。
- （2） 地震等災害予防のための災害危険箇所の把握に関すること。
- （3） 地震等の発生時における被災の把握、情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、防犯及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- （4） 防災資器材等の備蓄に関すること。
- （5） その他本隊の目的達成に関すること。

（組織と任務）

第6条 本隊は、隊長・副隊長のもとに、次の班を組織し、班長・副班長及び班員として防災隊員を置き、その任にあたる。

- （1） 情報連絡班
防災知識の普及・啓発、情報の収集・連絡、訓練の企画、被災の把握、関係機関との連絡
- （2） 消火班
出火防止・消火、防犯警戒
- （3） 救出救護班
負傷者の救出救護等
- （4） 避難誘導班
住民、特に避難行動要支援者の避難誘導
- （5） 給食給水班
給食・給水・調達

(役員等の任命)

第7条 本隊の構成は、次によるものとする。

町内(自治)会役員及び防災隊員は、次の組織の任につくものとする。(別添「本隊組織図」)

(1) 隊長 町内(自治)会長

(2) 副隊長 副会長

(3) 情報連絡班

班長 総務部長

副班長 部顧問・保健部長・地区担当員

班員 各班の班長

(4) 消火班

班長 青年部長

副班長 同副部長・衛生部長

班員 防災隊員

(5) 救出救護班

班長 文化体育部長

副班長 同副部長

班員 防災隊員

(6) 避難誘導班

班長 防犯交通部長

副班長 同副部長・子ども会部長・同副部長

班員 防災隊員

(7) 給食給水班

班長 会計部長

副班長 女性部長・同副部長・福祉部長・同副部長

班員 防災隊員

(関係機関との連携)

第8条 盛岡市が設置する災害対策本部をはじめ、関係機関及び他組織等と連携を密にして活動するものとする。

(役員 の責務)

第9条 隊長は、本隊を代表し、隊務を総括し、各班の指揮監督を行うとともに、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を行う。

3 班長は、隊務の運営に当たるほか、班活動の指示を行う。

4 副班長は、班長を補佐し班活動を行う。

(役員等の任期)

第10条 役員 の任期は、〇〇町内(自治)会会則(昭和〇年〇〇月〇〇日施行)によるものとする。

任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(運営・経費等)

第11条 本隊の運営については、町内(自治)会役員会において協議して決める。経費は、町内(自治)会予算をもって充てる。ただし、活動は無報酬とする。

附 則

1 この規約の改廃は、町内(自治)会総会にて定めるものとする。

2 この規約は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

自 主 防 災 隊 組 織 図

○ 隊 長

○ 副隊長

○ 総務情報班

班長

副班長

名

○ 消火警戒班

班長

副班長

班員

名

○ 救出救護班

班長

副班長

班員

名

○ 避難誘導班

班長

副班長

班員

名

○ 給食給水班

班長

副班長

班員

名